

The municipal community of Tibetan village society's renewing and changing

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/38221

青海省チベット族村社会の自治組織の消失と回復 —同仁県シウンポンシ郷チュルマ村の事例から—

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
ガザンジエ（尕藏杰）

要旨

本論は中国青海省チベット族の村社会を研究対象とし、1949年の解放、民主改革、文化大革命など中華人民共和国の政策や政治運動によって、チベット村社会がどんな変化を経験したかを記述するとともに、一次途絶えた村の自治組織が、改革開放政策とともに復活する背景を探ることで、チベット族社会の特質を浮き彫りにすることを目的とする。

本論で記述するように、長老会など自治組織は伝統的習慣法によって、紛争の解決や、草原と畠の管理などを担っていたが、1958年の民主改革でチベット旧社会の政治制度や宗教、習慣、文化などは封建的な事物として廃棄の運命をたどり、長老会など自治組織もチベット村社会の舞台から消え、それに代わって党機関の「鶴の一聲」が刑事・民事のトラブルを解決する役割を担った。

しかし、改革開放政策とともに導入された生産請負制によって村社会は上からの縦付けから解放された。「法治」のスローガンによって、1979年以来中国は刑法・刑事訴訟法、民法・民事訴訟法を制定したが、チベット人地域ではなじみにくく、人々はこれを受入れるのに手間取った。この空白を埋めたのが伝統的な社会規範としての習慣法であり、長老会など自治組織もこれに伴って回復した。

本論文では、筆者の調査村での聞き取り資料を具体事例として、青海省チベット族社会が第二次大戦後に経験した村レベルでの政治体制と生産体制の変化を段階ごとに記述してその内実を提示し、一時的に消失した村の自治組織の復活の意義を考察して、大きな政治経済変革にもかかわらず維持されているチベット族社会の特質を検討する。

キーワード

チベット族、自治組織、長老会、習慣法

The municipal community of Tibetan village society's renewing
and changing

GA zangjie

Abstract

This paper analyzes change and continuity in the Tibetan rural society of Qinghai, China, since the Liberation of Tibet in 1949. Under the changing policies of the People's Republic of China, the self-governing organization of the Tibetan rural community was first abolished but then was

revived. The paper aims to discover the reason for its revival by paying attention to change and continuity in the community's main occupation, cattle breeding.

Following the Democratic Reform of 1958, the old political system, religion, and cultural traditions of Tibetan society were abandoned as feudal elements, and the community's self-governing organization disappeared from the stage of Tibetan rural society. It was replaced by the party organization that took responsibility for solving all criminal and civil problems.

Along with the Democratic Reform, the production system of the People's Commune was introduced. Privately-owned cattle were confiscated and managed collectively by newly established People's Communes. With the coming of the Reform and Opening-up policies, the Production Contract System was introduced in 1983, and cattle were again managed privately.

After 1979, the state government, under the slogan of "Constitutional Government," established criminal laws for criminal procedure codes, and civil laws for civil procedure codes. However, these were hard to fit within the social spaces of the Tibetan people, and they were not immediately accepted. These voids were then filled by the revival of the traditional Tibetan self-governing organizations.

The author tries to describe the fundamental change in the political and economic systems experienced by one Tibetan community since 1949, based on the data collected during the author's own fieldwork, and argues that the revival of the self-organizing system that once disappeared was caused by the change in cattle ownership (from collective to private) as well as the Tibetan villagers' not fully relying on the legal procedure in community disputes.

Keywords

チベット族, 自治組織, 長老会, 習慣法

I. はじめに

青海省チベット族の村社会には、伝統的にゲッバサンシェ（長老会*bskos p bsm shes)¹やジュウワ (spyi b), チュウダ ('phyug bdg) という自治組織が存在していた。この組織は村内の紛争、盗難などの調停や解決、村の草原や畑の管理、村の宗教儀礼の主催などを管轄してきた。ゲッバサンシェは村内の紛争や盗難などの解決を担い、ジュウワは自然村での宗教面の管理を、チュウダは草原・耕地の管理を担当した。旧社会（1958年以前の社会を指す）の部族長すなわち千戸²など封建統治階級の影響力は、馬一族の軍閥支配や新たに勃興した牧畜主など新階級の発展などによって弱くなつたが、長老会など自治組織は相変わらずチベット族の村社会では重要な役割を担つていた。

1958年中央政府の反右派・地方民族主義反対運動や、それに続く民主改革・人民公社化の政策によって宗教信仰が禁止され、畑、家畜、草原などは集団財産にされるとともに、伝統的な自治組織の長老会などはチベット社会から消滅した。その代りに政府の機関である人民公社長や生産大隊長、生産隊長、すなわち中国共産党の組織が村の出来事の処理や草原管理の役割を行なうようになった。

しかし、1983年になって、ようやく鄧小平の農政が普及してくるに従い、調査地域でも中国内地（漢族地域）の農村一般と同様、畑や家畜を各世帯が請負する「承包制」が実行され、また宗教信仰の禁圧が解かれた。それで、村社会の長老会など自治組織が再び回復し、今日村内の紛争、畑や草原の管理、宗教儀礼の主催などの役割を果たすようになっている。

このように青海省のチベット族社会は、第二次大戦後の政治変革により大きな改編を蒙り、村の自治体制も、チベット族の伝統に依拠したそれから共産中国の全国一律の体制へ、そしてさらに自治的組織の復活と共に産主義体制の併存という変化を経験してきた。それに伴って、村の生産基盤である家畜や農地の所有形態も、個人所有から集団による共有、そしてふたたび家族請負制というかたちで個人経営を認める体制へと変化した。しかし、そうした政治体制や生産体制の変化にもかかわらず、牧畜を柱とする生業構造は一貫して維持されてきている。本論文では、筆者の調査村での聞き取り資料を具体事例として、青海省チベット族社会が第二次大戦後に経験した村レベルでの政治体制と生産体制の変化を段階ごとに記述してその内実を提示し、一時的に消失した村の自治組織の復活の意義を検討することで、大きな政治経済変革にもかかわらず維持されているチベット族社会の特質を明らかにすることを目的とする。

チベット文化、特にチベット仏教を研究する学者は昔から世界中に数多いが、中国在住のチベット人村社会の組織、生活、社会変遷などに関する研究は少ない。それは、ごく一部のアメリカ人（ゴールドシュタインなど）を除いて中国領域のチベットでは研究者の現地調査が長い間不可能だったのが主な原因である。そのため多くの外国人研究者によるチベット研究は、中国以外の地域在住のチベット人を対象に行うという趨勢が続いている（大川2010）。

いっぽう中国国内では、改革開放後の1980年代にチベット文化や宗教、習慣などが回復すると共に、主としてチベット族や漢族の学者によるチベット文化の研究が始まった。その中で本論の先行研究としては、中国の学者達の伝統的なチベットの部族制度や習慣法の研究が主である。部族制度の研究については陳瑋の『青海藏族遊牧部族社会研究』でチベット部族制度の由来と変遷、部族社会の経済、宗教、軍事武装制度、習慣法、婚姻制度などを記録している。長老会の部族社会の役割や習慣法の関係に関しては少し触れているが、

解放から現在までの村社会、或いは部族社会での長老会など自治組織や政治組織の変遷などについては全く記録がない。

青海省の地方政府が編纂した『同仁県誌』と『黃南藏族自治州概況』では、本稿筆者の調査地域が属する同仁県の解放前、すなわち旧社会時代村社会の長老会など自治組織の役割や、千万戸など封建統治階級の歴史、政治制度などを記録している。しかし、民主改革や文化大革命、改革開放など政治政策や政治運動に伴う長老会など自治組織、政治組織及び村社会などの変遷を記録していない。

習慣法の研究については元青海省人民検察院の検察長であった張濟民を主編者として編集した『青海藏区部落習慣法資料集』とシリーズになった『藏族部落習慣法研究叢書』（一、二、三）がある。『青海藏区部落習慣法資料集』を編集するために、張は1988年から、青海省チベット地域で習慣法による事件処理について現地調査を行った。張は各部落の法律制度および青海省の各藏族自治州の事例収集の調査を行った。この本では当時、青海省チベット地域の各部族の習慣法によって処理した事例を記録しているが、習慣法を実施する長老会、及び習慣法と長老会の関係にあまり触れてない。

その他、チベット人研究者である甘措の『藏族法律文化研究』やソナムツェランの『古代チベットの政治・法律』という著書でも吐蕃王朝時代の法律、及び法律の歴史を主として書いているが、中共支配直前まで続くチベットの習慣法や長老会に関する内容は少ない。

このように文献資料が限られるため、筆者は主に調査村の年長者に聞き取りした資料に基づいて、長老会を手掛かりとし、青海省チベット地域の1949年解放から現在までの村社会の自治組織や政治組織、そして生産体制の変遷を記録した。

本研究のもとになる現地調査は、三回に分けて行った。第一回目は2011年1月21日から4月5日までほぼ2か月半を掛けて、中国青海省黃南藏族自治州同仁県シユンポンシ（双朋西）郷チュルマ

村の生業、人口、家族構成などを調査し、調査村の全体的な状況を把握した。本論で取り上げたチュルマ村の各家族の人口、家畜数、畑の畝数などは筆者が当時、一軒一軒を訪ねて収集した資料である。

第二回目は、2012年7月15日から10月30日までほぼ3カ月半をかけて、調査村の年長者を対象に、解放前後や民主改革、人民公社、文化大革命、生産請負制などの政治変革による村社会の変遷、及び村社会の出来事などを聞き取りした。また政府機関を通して調査村が行政的に属する同仁県や黄南藏族自治州の歴史の文献を収集した。

第三回目は、2013年1月25日から3月21日までほぼ2カ月間をかけて、調査村の年長者を対象に、旧社会の長老会など自治組織について詳細な聞き取りをした。人民公社化や文化大革命、生産請負制などの実施時に、村の生産隊長や出納係などを務めた村人に、当時の生産状態、村社会の組織変遷などの聞き取りを行った。本論で取り上げているチュルマ村の各年代の農業収穫や家畜数、現金収入に関する表などは、当時チュルマ生産隊の出納係を務めた村人のFが保存している当時の資料から引用したものである。

II. 調査地の概要

中国のチベット族の人口は628万人である(2010年の人口調査より)。現在、チベット人はインド・ネパール領のヒマラヤ南麓や中国のチベット自治区、青海省、甘肃省、四川省、雲南省に広く分布している。

青海省のチベット族の人口は138万人である(2010年人口調査)。これは、全省人口の24.4%を占める。主として玉樹、果洛、黄南、海南、海北のチベット族自治州及び海西モンゴル族藏族自治州に分布し、西寧市や同市所轄の大通県、海東地区などにも居住している。青海省にはチベット族以外にも漢族、回族、土族、モンゴル族、サラ族などの民族がある。

筆者の調査対象とした集落が属する同仁県は、

青海省の東南を占める黄南藏族自治州の東北部に位置し、東は甘肃省のチベット人地域夏河県と接する。農業を主とし、牧畜業も行う地域である。隆務鎮には黄南藏族自治州と同仁県の政府があり、州と県の政治、経済及び文化の中心である。全県の面積は3,275平方キロメートルで、そのうち、耕地の面積は7,566.7ヘクタール、草原の面積は30万ヘクタール、森林の面積は1.28万ヘクタールである。同仁県の最高海拔は4,767メートル、最低の海拔は2,160メートルである。年間平均気温は5.2度、年間平均降水量は425.7ミリメートルである。この地域は高冷乾燥気候であるといえよう。

全県の行政区画は2鎮、10郷、72行政村、4コミュニティー(「社区」)³に分けられている。その中で、農耕地区は4郷であり、純牧畜地区は3郷である。それ以外は半農半牧の混合農業であり、調査地域のシエンポンシ郷も半農半牧に属する。

シエンポンシ(双朋西)郷は同仁県の東南部にあり、県政府がある隆務鎮とは33キロ離れている。シエンポンシ郷の最高海拔は3,945メートル、最低海拔は2,660メートルである。年間平均気温は3.3度、年間降水量は461.7ミリメートルである。雨季は夏の7月、8月、9月である。

2010年の人口調査によると、シエンポンシ郷の人口は642戸、3,727人であり、その全部がチベット人である。シエンポンシ郷の面積は250.97平方キロメートルであり、そのうち耕地は10,045畝で総面積の2.6%を占める。畑はシエンポンシ郷の西北の海拔2,660メートルから3,000メートル間の山地に分布し、主な農産物は、小麦、裸麦、アブラナ、豌豆である。草地は36.6万畝で総面積の89%を占め、シエンポンシ郷の東南部の海拔3,000メートル以上の地勢が高く寒いところに広がっている。主な家畜は、ヤク、牛、羊、ヤギ、馬、ロバ、ラバなどである。

シエンポンシ郷は、シエンポンシ上部族(Zho'ong dpyis l ka)とシエンポンシ下部族(Zho'ong dpyis)の二つからなり、シエンポンシ上部族は、シェジュウ(協知)村、ニンタ(寧他)村、チュ

ルマ（曲馬爾）村、ガッショウ（尕秀）村、ホンル（还主）村、コツツエ（闊宰）村、ニヤンジャ（娘加）村、サッソマ（沙索瑪）村など七つの自然村からなる。調査村のチュルマ村はシエンポンシ上部族の一つの自然村である。シエンポンシ下部族はシエンポンシ村ひとつからなっている。

筆者が調査の対象としたチュルマ村の海拔は3,200メートルであり、郷政府があるシエンポンシ村とは38キロ離れ、さらに県政府と州政府がある隆務鎮とは50キロ離れた山の上の村である。隆務鎮やシエンポンシ郷から直接行くバスがなく、昔村人達はバイクやトラックでこの間を往復していたが、最近、経済発展で村人の生活は豊かになり、自家用車を持つ家庭もだんだん増えて来ている。

チュルマ村の村人はチベットの伝統的な半農半牧の生活を送っている。大量の労働力が必要であるため、家族の労働力とその家庭の家畜数、種まきをしている畑の畝数とは緊密な関係を持っている。

チュルマ村は43戸からなる小さい自然村であり、人口は290人である（2010年人口調査）。表1にはそのうち聞き取りをすることのできた39戸の人口、世帯数、家畜数及び畑面積をあげた。畑は総計935畝、そのうち約150畝は輪作方式で毎年一部を休閑地としている。

チュルマ村は地勢が高く寒いところに位置して水利もあまりよくなく、地形は平地が少なく山ばかりなので、畑は全部山地である。畑の生産量を高めるため、村人は伝統的な輪作方式の中で毎年一部分の畑を休耕している。

調査対象の村は、昔から牧畜を生産の柱として維持し、今日も大勢の村人の重要な生業であるため、調査対象村の牧畜の年間作業を概観する必要がある。

村人が放牧する草原は、村と約1キロ離れている山奥にある。上述したように家畜のヤク（G.yg.）、ジュウモ（'Bri mo）、ゾー（Mdzo）、ゾーモ（Mdzo mo）、羊などを主として放牧している。ゾー、ゾーモはヤクと牛の一代雑種で、ゾーは牡、

ゾーモは牝である。伝統的には、草原は村の共有地として、村人は共同で放牧してきた。1990年代から、草原は各戸に分けられた。草原は5年ごとに再分配される。村人は自分の草原以外に放牧することができない。村人は適切な季節放牧をするため、草原を春の草原（Dpyid s）、夏の草原

表1 曲馬爾村の人口、世帯数、世代数、家畜の数及び耕地面積

世帯主	家族の人数	世代の数	家畜の数	畠面積	実際に耕作する畠面積
①	12人	5世代	牛68頭 羊500匹	35畝	25畝
②	15人	4世代	牛50頭 羊300匹	30畝	20畝
③	6人	3世代	なし	17畝	12畝
④	9人	4世代	羊150匹	26畝	17畝
⑤	3人	3世代	なし	15畝	10畝
⑥	11人	4世代	牛30頭 羊150匹	28畝	20畝
⑦	12人	3世代	なし	32畝	24畝
⑧	10人	3世代	羊300匹	20畝	12畝
⑨	8人	3世代	牛15頭 羊100匹	24畝	14畝
⑩	5人	3世代	羊70匹	24畝	14畝
⑪	6人	3世代	羊100匹	14畝	10畝
⑫	6人	3世代	なし	15畝	12畝
⑬	8人	3世代	牛17頭 羊100匹	20畝	15畝
⑭	4人	2世代	羊17匹	16畝	10畝
⑮	6人	2世代	なし	30畝	21畝
⑯	6人	3世代	牛16頭 羊100匹	20畝	15畝
⑰	8人	4世代	牛20頭 羊100匹	20畝	15畝
⑱	6人	3世代	羊110匹	20畝	15畝
⑲	6人	4世代	牛20頭 羊100匹	17畝	10畝
⑳	8人	3世代	羊50匹	28畝	17畝
㉑	5人	3世代	羊200匹	15畝	10畝
㉒	9人	3世代	なし	29.5畝	19.5畝
㉓	5人	2世代	なし	19畝	10畝
㉔	4人	3世代	なし	11畝	8畝
㉕	8人	3世代	なし	19畝	12畝
㉖	3人	2世代	なし	4畝	4畝
㉗	9人	3世代	羊200匹	24畝	16畝
㉘	5人	3世代	なし	15畝	10畝
㉙	5人	3世代	羊100匹	30畝	20畝
㉚	5人	3世代	なし	18畝	12畝
㉛	4人	2世代	なし	12畝	8畝
㉜	7人	3世代	羊200匹	12畝	8畝
㉝	4人	2世代	なし	14畝	10畝
㉞	12人	4世代	牛70頭 羊300匹	30畝	22畝
㉟	8人	3世代	なし	12畝	8畝
㉟	3人	2世代	なし	17畝	12畝
㉟	9人	3世代	羊100	30畝	21畝
㉟	8人	3世代	なし	14畝	10畝
㉟	4人	3世代	牛20 羊100匹	12畝	9畝

* 1表の「牛」には、ヤク即ち、ヤク（G.yg.）、ゾー（Mdzo.）、ゾーモ（Mdzo mo.）が含まれる。

(Dbyr s), 秋の草原 (Ston s), 冬の草原 (Dgun s) に分けています。

村人は旧暦の4月から5月までの約1カ月間、春の草原で放牧している。5月から7月までの2か月間、夏の草原で放牧し、7月から8月まで1カ月間には、秋の草原で放牧している。8月は、村の農産物の収穫が大体終わっているため、約1カ月間、村周辺にある畑の周辺の草を食わせる。その後、10月から翌年の4月まで、6、7カ月を冬の草原で放牧している。したがって冬の草原が最も重要であり、飼料の枯草が豊富であるかどうかが越冬のカギとなる。

牧畜の繁忙期は、一般的に春の（旧暦）3月や秋の10月、冬の11月、12月である。春の3月には草原の草がまだ生えていない。家畜は餓死する確率が高いため、隨時家畜の状態を見て、保存飼料を配り、草がある草原に移動する。秋の10月から冬の12月までは、羊の出産時期であり、草原の草もあまりなく、また、厳寒期なので、隨時羊を見て、出産した子羊と羊は暖かい場所に移し、保存飼料を食わせることもある。この時期、場合によつては、一日に10匹の羊が出産することもあるので、労働力2、3人が必要とする。以前は夏の6月は羊毛を刈るために繁忙期であったが、最近は毛刈り機を使い、相互で手伝いあうので、1、2日で終わる。

村の年長者によれば、牧畜の作業については最近、毛刈り機を使うようになったほかは、季節により輪番で放牧するなどの習慣が維持され、昔とほぼ変わらない。現在村びとの所有する牛は全部で326頭、羊が3,430匹である。

III. 旧社会時代チュルマ村の自治組織

中国青海省在住のチベット族の人々は、1958年以前を旧社会、それ以後を新社会と言う。それは1958年以前の各地方部族の千戸政権（西寧馬軍閥支配下にあった）の統治時代と、1958年以後中華人民共和国が民主改革・人民公社、文化大革命、「土地承包制」など制度を行つて以後現在まで

の時代をそれぞれ指している。1949年の革命から58年までは中共の支配下にあったが、おおまかには旧社会が維持され、土地革命など社会的変動は少なかった。

新旧社会はチベット社会にとって政治、経済、宗教制度など全く相違する二つの時代である。1958年以前青海省チベット地域では吐蕃王朝や元など歴代王朝からつづくチベット独特の各部族の長、万户（土司）や千戸戸政権が存在し、チベット仏教の寺院と合力して「政教合一」的に部落民を統治していた。村社会では長老会や、チュウダ・ジュウワ（後述）などチベット伝統的な自治組織が存在し、部族内の平和や団結、畠や草原の管理、年間宗教儀礼の主催など重要な役割を担ってきた。以下で旧社会の調査村の政権や自治組織の役割を概観したい。

調査地の概要で述べたように、チュルマ村はシエンポンシ上部族の一つの自然村であり、かつて政権的にシエンポンシ上部族⁴のシエンポンシホンポ（千戸）に属していた。

シエンポンシ上部族は血縁的な部族聯盟である。『シエンポンシ上部族史』によれば、12世紀頃シエンポンシ部族はチベット自治区最西北部阿里地域から現在の青海省同仁県に移住した。今日、地域の高低差によってシエンポンシ上部族とシエンポンシ下部族という二つに分けられている。シエンポンシ上部族はチュルマ村など七つの自然村になり、シエンポンシ下部族はシエンポンシ村ひとつであった。

シエンポンシ部族が同仁県へ移住した時代は、吐蕃王朝が崩壊し、各地域の貴族や將軍、部族長などが草原と村落を争つて長い間、抗争を続けていた時代であった。各地域の部落民は血縁的、地域的に部族聯盟を形成して草原や家畜を保護する割拠政権の状態になっていた。13世紀のサッキヤ派政権が元朝の支援により再びチベット地域を統一し、各部族の戸数によってその族長に万户、千戸、百戸の官位を与えた。基本的に万户の下役には千戸、百戸を設置しているが、千戸百戸ともにそれぞれ高度な自治権をもつてゐる部族政権で

あった。村人は千戸を「ホンポ」と呼ぶが、チベット語の意味は首領と言うことである。万户はナンソ或いは「土司」と呼び、地域の王様「土皇帝」という意味である。

13世紀シュンポンシ上部族の族長にもサッキヤ政権が千戸の官位を与えて1958年までホンポ（千戸）が28世代続いた。今日残るコンジュウジャシホンポは第30代目である。シュンポンシ上部族のホンポ（千戸）も高度な自治権を持っていた部族政権であった。ホンポ家には法廷や監獄があり、ホンポの官位と権力は世襲であった。

ホンポ（千戸）は部族内に西寺と新寺という二つ寺院を建て、宗教的な首領である活仏と合力して政教合一的権力を形成し、それによりシュンポンシ上部族の七つの自然村を統治していた。その一方で政治や宗教の重要な案件については、部族内の長老会が主として部落民の意見を求める傾向もあった。

ホンポはとくに意見のないときには長老会の意向によって、部族内の紛争や刑事事件などを習慣法に基づいて罰金（多くは家畜による支払）或いは投獄などに処した。

部落民は毎年農業の小麦やハダカムギ、牧業の羊など家畜或いはその生産物である毛、バターなどの税金を納める義務があった。また、紛争や事件、離婚などを解決する場合は、当事者がホンポにある程度の料金を払うことになっていた。

旧社会、シュンポンシ上部族の社会ではホンポ以外には長老会など自治組織が存在した。長老会はチュルマ村など七つの村の各村2人ずつ14人からなる。当時、ホンポはシュンポンシ上部族の納税や草原紛争、年間宗教儀礼、草原の管理などは長老会と相談して決めた。チュウダやジュウワは長老会の下部組織で、長老会が決めた政令を実施した。長老会は彼らの仕事を監督する義務があった。

以下、長老会など自治組織が当時の村社会の日常的な生活の中でどんな重要な役割を果たしていくかを概観したい。聞き取りによれば、旧社会のチュルマ村には24戸しかなく、農牧業両方を行

世帯が5戸であり、それ以外はほとんど農業だけを行う世帯であった。農牧兼業の世帯は大量の家畜や畑を持っているので、中共の階級区分では、いわゆる村の牧畜主階級であるとみなされた。例えば、A家は、当時家畜は羊500匹、ヤク100頭、畑は約40畝（山地）があって、チュルマ村の唯一の大牧畜主であった。二人の村人を「長工（後述）」として農業の放牧に雇用した。A自身も二人の妻を持っていたので、当時調査村の唯一の一夫多妻婚であった。他の農牧兼業を行う4戸も各世帯は羊が200から300匹、ヤクが70から80頭、畑は20から30畝（山地）を持っていた。

農業だけを行う世帯のうち、十数軒は畑を20から30畝持っていたので、家族の食糧を自給できた。他の6戸は畑も家畜もあまり持っていないため、牧畜主に雇用されたり、端境期⁵には食糧を借りてようやく家族の生活が成り立ったということであった。

牧畜主に雇用されるときの仕事は、ほとんど牧畜業の放牧や農業の春秋の播種や収穫であった。雇用期間によって、漢語で「長工」と「短工」という二種類がある。「長工」とは、毎年牧畜主と年間放牧の契約をし、牧畜主の家畜を通年放牧する者であった。契約を継続するかどうかは両方の自由であるため、当時、一年後他の牧畜主と契約するひともいた。そのいっぽうで、一生に1戸の牧畜主と契約を継続して放牧した人もいた。給料は人の放牧能力によって違ったが、一般的に一年間の給料が10から15銀元（当時、ヤク1頭が8銀元であったという）であった。契約期間の食糧や衣服などは牧畜主から提供することになっていた。

調査村のある男性（2011年 85歳）によると、彼は14歳から21歳まで牧畜主の家畜を放牧した。そのとき牧畜主は彼を家族の一員としてあつかい、食糧や衣服を提供してくれた。彼だけでなく当時は、村社会では牧畜主階級と貧農の関係は友好的であった。それは、以下「短工」の待遇でも推察することができる。

「短工」とは、貧農が夏の6月羊毛刈、春秋時期播種や収穫の時期に短期間雇われたものをいう。

10日から20日までの仕事を手伝うことであった。それによって「短工」は、牧畜主から正月に肉やバターなど牧畜業の生産物を少し受け取ることができた。また、夏の羊毛刈の時、チベット衣服を作る材料の羊毛を少しもらえた。又秋の終りには肉やバターを受取った。これによって、春秋の収穫など仕事を手伝う義務感が生まれた。その際に「短工」は基本的に報酬を求めるることはなかった。

葬式などのときには寺院の僧侶に金銭や食糧で布施を行わなければならない。そのとき「短工」をやるような貧困世帯は牧畜主に食糧などを借りなければならぬ。借りる時、シウンポンシ上部族の長老会の成員である村の長老が、当事者のかわりに牧畜主に頼むことになっていた。借りる条件として借手の氏族あるいは村全体は長老の指示により、牧畜主の仕事の手伝いをしたのである。また、借金の保証人は長老だから、貸手は借金の返済を長老に求める。また、長老は当事者の願いにより牧畜主に頼んで返済期間を延長することができる。長年にわたり返済しない場合は、牧畜主の要求によって長老が借手に代わって支払った。このとき借手のロバなど役畜や畑などに値段を付けて担保とした。また借手の氏族及び村全体が長老の指示により、当事者に経済的な支援をして負債を返す方法があった。村人によれば、当時基本的に後者の方法を取ったようである。

村内で紛争や離婚、刑事事件などが起きた場合は、当事者の頼みによって長老会やホンボが習慣法に基づいて調停や解決をした。公平に賠償などを裁判した後は、当事者同士はこれを守らなければならない。もし、守らない家があれば、懲罰として長老会やホンボがその家に入って、滞在続けることにより強制的に守らせることになる。長老会やホンボが家に住み込んだら、その家が毎日肉やバターなど贅沢な食糧を提供しなければならない。一般的の家庭にとってそれは重い負担であり、長老会の解決も基本的に公平であったため、守らない家はほとんどなかったということであった。これは複数人の証言による。

長老会やホンボが紛争など解決したときは、長

老会やホンボに当事者の双方から食糧（ツアンパ、バターなど）を提供する義務があった。紛争によっては、長老会やホンボに当事者が羊などの家畜あるいはある程度の金銭などを謝礼金として払う場合もあった。

上述したように、当時シウンポンシ上部族の部落民はホンボに対して年末、各世帯が所有する家畜の数や畑の面積によって家畜、バター、小麦などの納税する義務があった。長老会はホンボの代わりに部落民から納稅物を集めることになっていた。このほか長老会は、ホンボと相談し決めた政令を部落民に伝達すること、及び部落民の意見をホンボに伝えることなどの重要な役割を担っていた。

部落民はホンボに税を納める以外に、部族の女性が部族内、或いは外部族に嫁に行く場合にはホンボに1匹の羊を払う習慣もあった。旧社会のシウンポンシ上部族では「ホンボは部族の首領なので、部族から何でももらえる」という諺があった。当時、ホンボはシウンポンシ上部族の首領であったが、自治組織である長老会は部族の牧畜主と貧農の融和、村内の紛争及び収税などの重要な役割を果たしてきた。

それ以外にも長老会は、外部族との草原の紛争が起きた場合も重要な役割を果たした。旧社会では青海省チベット地域の各部族の間で草原の紛争がしばしば起きた。調査村が属するシウンポンシ上部族も隣接するガツツェ部族と循化県のカンザ部族の間で長年にわたり草原の紛争がよく起きた。草原の紛争が起きた場合、ホンボの指示により長老会が部族の15歳から60歳までの男性を武装させ、これを組織して相手の部族を攻撃し、自分が主張する領土の草原に入ってきた家畜を奪取する。紛争が平和に解決する場合はホンボや長老会は部族の代表として相手と談判する。紛争で両方の負傷者や死者が出た場合、人数によって互いにチベットの習慣法に則りトン⁶（賠償）を払う。もし、自分側の負傷者や死者が多い場合は、長老会は相手の部族に賠償を求める。長老会の指示によって部族内でも家畜や小麦、金銭などを集めて、紛争で

亡くなったものの家族に弔慰金として贈る。このように長老会は部族外との交渉や対決の場面でも重要な役割を果たしていた。

当時の長老会の役割について書いた『同仁県誌』(2001: 925)の記述は、上記の聞き取りの結果とおおむね一致している。また『青海藏族部族社会研究』(陳璋1998: 63)の記述も同様である。

ここで、ホンボと長老会が部族と自然村に対してどんな役割を果たしているかをよく理解するため、調査地域の部族と自然村の関係或、またその定義を明らかにしなければならない。

調査地域の自然村はいくつかの氏族から成り、元来は血族によって形成した集落である。基本的に30~40戸からなっている。例えば、チュルマ村はヴッズ(Bu rdzi)氏族、メイジュウ(Med 'jigs)氏族、ゲイワ(Sgr b)氏族からなっている。シュンポンシ村はゲンボ(Rgn bo)氏族、ラゲイ(R sked)氏族、シュンポンラマ(Zho 'ong bl m)氏族、ゲイワ(Sgr b)氏族、トゥンサ(Mthongs s)氏族、ニヤンワ(Myng b)氏族からなっている。

自然村の氏族は同じ祖先からいくつかの氏族に分かれた場合もあり、草原や財産を守るためにいくつかの氏族と連盟した場合もある。例えば、チュルマ村のヴッズ氏族、メイジュウ氏族、ゲイワ氏族は同じ祖先の三人兄弟から分かれたという歴史がある。シュンポンシ村のニヤンワ氏族は、昔、今のシュンポンシ村から5、6キロを離れた山奥にあり、隣の村と草原の紛争がよく起きたため、シュンポンシ村の氏族と連盟し、シュンポンシ村に移動したという。

部族は血縁や地域的な関係があるいくつかの集落を連合した集団であり、すなわち氏族聯盟である。例えば、シュンポンシ上部族は血縁関係があるチュルマ村やホンル村など七つの自然村からなっている。

地域関係によって形成した部族の例としては、現在行政的にシュンポンシ郷と隣接するガツェ郷に属するアッウェティウ部族がある。アッウェティウ部族はアッウェ集落とティウ集落からなっている。『瓜什則(ガツェ)族源史』によれば両

集落の草原が連接し、長い間に周辺のシュンポンシ上部族などと草原紛争がしばしば起きたため、聯盟してアッウェティウ部族になったわけである。

筆者の調査地のホンボは集落連合の首領である。例えば、シュンポンシ上部族のホンボはチュルマ村など七つ村の首領であり、彼はシュンポンシ上部族の全体的な出来事や他部族との紛争などを基本的に長老会を通して決める。

上述したように、シュンポンシ上部族の長老会は各集落の二人ずつの長老からなっているので、基本的に14人の長老会がホンボと協力して部族内の出来事を解決する。他部族との紛争が起きた場合は、部族の部落民の代表としてホンボと一緒に談判に参加して解決する役割を担っている。

しかし、各集落内部(自然村)の出来事や借金(上述した貧農が牧畜主に食糧や金を借りるとき)の保証人などには各集落の長老がなる。集落内の出来事は基本的に二人の長老が平和的に解決するため努力するが、殺人事件など自己能力の範囲を超えた事件であれば、ホンボや長老会に頼んで解決する。

まとめると、長老が集落内に対してホンボや長老会の代表であり、彼らの政令などを集落内に伝達することや、各集落の収税などの役割を担っている。また、ホンボと長老会の畑・草原の管理や宗教儀礼に関する政令を各集落のチュウダ、ジュウワに伝え、彼らの仕事を監督する役割も果たしている。一方、長老は各集落の村人から選ぶので、ホンボや長老会に対しては各集落の代表でもある。村人の意見などを長老会やホンボに伝え、村人の利益を守る義務もある。

20世紀初期からホンボの権力や影響力はシュンポンシ上部族民衆に対して衰微しつつあった。それは当時ホンボが形の上ではシュンポンシ上部族の首領であり、名譽的に部族の草原など領土を管理していたが、貧困化して家畜や畠など財産をあまり持っていないからである。一方シュンポンシ上部族の牧畜主階級は大量の家畜や畠を持っていたため、沢山の村人が牧畜主の農牧業に雇用

されて日常生活を維持していた。当時、寺院への経済的な重要な支援者はホンポから大牧畜主に変わりつつあった。それで、牧畜主がシュンポンシ上部族の村社会において影響力が強くなり、ホンボとの矛盾も大きくなつた。

たとえば1926年当時、25代目のシュンポンシ上部族のホンボと婚姻関係を持つある牧畜主の間で離婚事件が起きた。花嫁側への賠償をめぐって紛争になったのをきっかけとして村の牧畜主階級が連合してホンボを殺すという事件が発生した。ホンボの家族は村から他部族集落に亡命し、1950年代に家族は村へ戻った。しかし、当時、すでにシュンポンシ上部族の草原紛争や管理などは牧畜主と長老会が協議して決めるようになっており、ホンボは職権がなくなり、有名無実の存在となつた。

牧畜主階級の影響力が強くなるとともに、部族長すなわちホンボ（千戸）の影響力や役割は弱くなつたが、長老会の役割や影響力は新社会に入るまで強く存在した。長老会など自治組織は旧社会時代の青海省チベット族の村社会では、不可欠な自治組織であったことがわかる。

IV. 1949年の「解放」から民主改革までの調査地域

1949年調査地域は中華人民共和国の一部分に繰入れられた。1949年8月同仁県に隣接する循化県に中国共産党彭德懷を司令とする人民解放軍第一野戰軍の一部隊が進駐した。当時同仁県の万戸であるジャシ⁷とジャウ千戸⁸のドゥジエが県の千戸、或いは民衆の代表として循化県へ人民解放軍を「慰問」に行った。それが同仁県を解放するきっかけになって同仁県人民政府が成立した。

1950年当時のジャシ（万戸）とドゥジエ千戸が人民政府の県長と副県長に任命された。同年12月に同仁県第一次各民族代表大会を開き各部族の千戸などが参加して同仁県人民政府委員会の委員を選挙した。

1951年同仁県では人民政府が遊牧民や農民の分

布によって、行政区画を五つの区に分けた。各区の区長や副区長には当地各部族の千戸や牧畜主が任命された。例えば、当時のシュンポンシ上部族のホンボは第2区の区長に、シュンポンシ村の牧畜主ソウナンジャは副区長に就任した。新人民政府の初期ではこのように伝統的な支配者をそのまま行政官に採用したのである。

1956年県人民政府は政府の政権を強化して管理を強化するため区制度を廃止して、各地域に内地並みの郷政府を設置した。同年、シュンポンシ上部族とシュンポンシ村の各地方に牧畜主が郷長や副郷長に人民政府から任命された。郷政府には郷共産党支部書記や郷長、副郷長、秘書などのポストを設置した。当時、党支部書記や秘書は県政府から派遣された党幹部が務めた。郷長や副郷長には各村の牧畜主を就任させた。

一方、1952年から県人民政府も青海省人民政府の政令に従って、地方のチベット族の幹部を育てるため、学校で民族幹部訓練クラスを開いた。当時、村の知識人である世俗僧⁹をクラスに参加させて地方の幹部として教育した。

同年から県の各地域に小学校を建設し子弟教育を図った。調査地域のシュンポンシ村では、1953年に小学校を建て、村の15歳以下の子供達を学校に通わせることにした。それに対し、チュルマ村では1956年に小学校を建てた。最初は学校の先生は村の世俗僧たちがなり、1958年までチベット語と算数しか教えることはできなかった。当時、教科書がなかったため、世俗僧の教師らがチベット仏教の『観音菩薩の贊辞』など基本的な經文や簡単な算数を教えたと言う。

当時、新政府が村社会で行政組織を立ち上げる一方、農牧畜に対しても色々な制度を実施した。1955年、同仁県も中共中央の農牧業政策に従つて、農牧畜の互助組を実行した。互助組というのは、村の3、4戸が一つのグループになって一緒に労働する仕組であった。チュルマ村では1956年から新しく成立した郷政府、或いは当時村で新しく設置した組長と委員を指導者として互助組を組織した。当時、調査地で郷政府が成立するととも

に、村人をよく管理するため、村では組長と委員一人ずつを任命した。基本的に組長は村人であり、委員は県や郷から派遣された漢族であった。

村人は互助組に参加するか否かは自由であったようである。チュルマ村のある男性によれば、当時彼は15歳であり、家族は母と彼二人しかいなかつたが、母が頑固な人間なので最初は互助組に参加しなかつたという。同年、二人で播種し秋収穫する時、役畜がなく労働力があまりないため、村の組長の指示により彼の家を互助組に組込んで、互助組のメンバーが手伝いして収穫が終った。彼によると、互助組は当時、村の労働力、役畜、農具などの不足を解決するため、メンバーは互いに協力して一緒に労働した。確かに互助組は当時、村の労働力や農具などの不足を解決するためであったが、他方で村人の社会主義の集団意識を育成し労働意識を高めるとともに、以後の人民公社を組織する準備でもあった。

つまり、1949年同仁県は人民政府が成立したにもかかわらず、1958年民主改革まで村社会では万户や千戸中心とし、長老会など伝統的なチベット族の政治制度が持続した。人民政府は千戸など地方の上層階級と連合しながら、政権を強化するため各地方で郷政府を設置した。一方、政府は村の知識人や若者を幹部や会計を務める人として育てた。また、村には小学校を建てて村の子弟に教育を受けさせ、以後の人民公社など政治制度を準備した。

V. 人民公社化後の村組織と生産体制

1958年同仁県では「民主改革」という政策を行なって、千戸など本来のチベットの伝統的な制度を利用する行政をあらためた。その改革のきっかけは、当時の青海省や甘粛省で起きたチベット人の「叛乱」事件であった。

1958年3月同仁県に隣接する循化県カンザ郷や甘粛省夏河県をはじめ、青海省や甘粛省のチベット地域では部族長や牧畜主を中心とした新政府に反逆する事件が起きた。調査村のチュルマ村は当

時事件に参加しなかつたが、シュンポンシ上部族のニヤンジャ村やホンル村などは事件に参加した。

チベット人の「叛乱」が起きた原因についてはいろいろな説がある。村人によれば、当時、同仁県に隣接する循化県や甘粛省の他の少数民族地域では、人民公社化の政策を行って地主や富農などの財産を没収し、人民公社の集団財産にしたという情報が入ってきた。甘粛省や青海省のチベット地域の千戸や牧畜主などが個人の財産を集団化する人民公社政策に反対するために叛乱を起した。聞き取りでは、当時反乱に参加した調査地域の人々もそれが原因であったと言っていた。

反乱事件では地方の政府役所を攻撃して役人を殺害したこともある。新政府は反乱事件を平定して青海省や甘粛省のチベット地域全域で封建制力から権力を剥奪した。

当時、同仁県では、経済的に反逆事件に参加した千戸、牧畜主など封建上層階級の財産を没収して集団所有とした。また事件に参加しなかつた村人や牧畜主の家畜を当時の値段で政府が買い取り村の集団財産にした。政治的に、村落各地では反封建運動を行い、千戸、寺院及び宗教上層の封建特権や私有経済制度を廃止した。これが土地革命と民主改革だった（黄南藏族自治州概況編写組 2008: 104）。

実際、民主改革で同仁県の千戸、牧畜主、寺院の僧侶、宗教首領などを逮捕して1962年まで監獄で労働教育させた。彼らの財産は国有化され、国営牧場が設立された。チュルマ村では大牧畜主であるA家の男性5人を逮捕し1962年まで監獄で労働教育した。

1958年8月同仁県人民政府が中央政府の「農村に人民公社を設立する問題についての決議」を県民に宣伝した。9月、青海省党委員会が頒布した「農村に人民公社を設立する決定について」に従って、同仁県では5日間で全県人民公社化を完成させた。当時、全県本来の19郷や1区を合併して、11人民公社を成立させた。調査地域のシュンポンシ村とシュンポンシ上部族は二つ郷政府を合

併して先鋒人民公社とした（「同仁県誌」編纂委員会 2001: 224）。

上述したように、1958年以前、村社会では千万戸や族長など封建部族統治階級があり、長老会やチュウダなど自治組織も存在した。民主改革で部族統一制度を廃止し、「民主改革」の階級区分以後、旧時の千万戸や族長などを「労働改造所（=労改すなわち監獄農場）」で労働教育した。

人民公社設立時には各村に生産隊などを組織させ、共産党の指導下における「政社合一（行政と農牧業経営体の一体化）」、工農商学兵の五位一体（労働者・農民・商人・学生・民兵の一体化）の社会基層組織を作った。

人民公社の下には生産大隊や生産隊を設置した。生産大隊は経営体で、コストの計算単位であり、生産隊は労働単位であったといえよう。当時の人民公社の組織は下図のとおりである。

基本的に生産大隊には大隊長1人、副大隊長少なくとも2人、他に民兵の中隊長（民兵大隊長は人民公社におかれた）、婦女人会主任を一人ずつおいた。それ以外に会計と出納係1人ずつがいた。また、生産大隊には共産党の支部を設置し、大隊支部書記1人と支部書記が少なくとも2人いた。

生産大隊はいくつかの生産隊からなっていた。基本的に生産隊は15-20戸程度から成っていた。農牧民は人民公社の社員として生産隊の公共労働に参加する。生産隊には隊長・副隊長・会計や出納係、婦女人会隊長もいる。隊長や副隊長は社員が推薦或いは選挙して選ばれる。1963年労働点数制度になってから生産隊には労働点数を記録するポストも設置した。

調査地のシムポンシ上部族のシェジュウ村、ニンタ村、チュルマ村、ガッシュウ村、ホンル村、コツツエ村、ニヤンジャ村、サッソマ村の七村は、シェジュウ生産大隊、ニンタ生産大隊、ホンル生産大隊の三つの生産大隊に合併した。

シェジュウ生産大隊はシェジュウ村のシェジュウ生産隊・ガッシュウ生産隊、ニヤンジャ村の第一生産隊・第二生産隊など四つの生産隊からなっていた。ニンタ生産大隊はニンタ村の第一生産

隊・第二生産隊、チュルマ生産隊からなっていた。ホンル生産大隊はホンル村の第一生産隊や第二生産隊、コツツエ生産隊からなった。

調査村のチュルマ村は当時生産隊であり、ニンタ大生産隊に属した。村では、各世帯の家畜数や畠、財産及び雇用人（「長工、短工」）がいるかないかによって、牧畜主（地主）、富農、中上農、中農、中下農、貧農などに階層区分された。当時、大牧畜主や叛乱事件の参加者の財産は家屋や家畜を含めて国有牧場の所有物とした。富農、中上農の財産や畠、家畜も生産大隊の所有財産にされ、家屋は没収して生産隊或いは生産大隊の食堂にした。また、彼らの衣服なども没収されて貧農に分配された。中農、中下農、貧農の家畜や畠は生産隊の所有物とし、家屋だけは私有を許された。

上述した当時チュルマ村の24戸のうち、牧畜業と農業両方を行う家庭5戸は牧畜主と富農に区分した。食糧を自給できた家庭は中上農や中農、中下農とし、牧畜主に雇用されて生活してきた家庭は貧農とした。

例えば、1958年階級分類ではチュルマ村の農牧業両方を行うA家（上述したチュルマ村の唯一の牧畜主である）は、当時家畜は羊500匹、ヤク100頭、畠は約40畠（2.67ヘクタール、山地）があり、家族は11人であった。家族の人数が多いので村の牧畜主の基準に達していないが、当時彼は二人の妻を持ち、男女を一人ずつ放牧に雇用していたため牧畜主に決定された。家畜や財産、家屋は国有牧場の所有財産とされた。

B家は、当時家畜は羊300匹、ヤク70頭、畠30畠などあり、家族は3人しかなかったため富農に決定した。彼は反逆事件に参加しなかったので逮捕されなかった。しかし、家畜や財産、家屋などは村の所有物とされた。

C家は、当時畠は約50畠（3.33ヘクタール、山地）あった。しかし、家族は8人であり、労働はあまり好きではなかったから貧乏で、階級分類する際に中下農に決定された。畠は村の所有物にされたが、家屋は私有を許された。

つまり、チュルマ村は当時の階級分類では、1

戸が牧畜主、4戸が富農、2戸が中上農、3戸が中農、8戸が中下農、6戸が貧農に区分された。牧畜主や富農は逮捕されて労働改造所で労働せられた。貧農出身の5戸が生産隊の放牧者となり、生産隊長の指示によって放牧した。貧農出身の放牧者らのなかには放牧経験がないものがあり、大量の家畜を餓死させてしまった。

人民公社化の政策によって、調査村では土地財産は人民公社の物とされ、村人が共同で労働して収穫したものは人民公社に所属し、村人が生産隊で立ち上げた食堂で一緒に食事することにした。村の畠、家畜、さらには炊事道具や村人が貯蔵していた小麦など食糧まで人民公社に提出した。村人は毎日生産隊長の命令に従って共同で労働した。

当時、チュルマ村では食堂を子供用の食堂と老人用の食堂、一人前の農牧民すなわち労働者用の食堂という三つに分けた。理由は一人前の農牧民が労働に従うが、老人子供は労働しないので食糧を労働の状況に合わせて分配するためであった。このため、一家団欒の時間もなくなった。

村人によれば、人民公社の政策を実施した最初の1年間は生産隊の食堂から肉やバター、パンなど贅沢な食糧を提供したという。村の牧畜主の家畜など財産を人民公社の所有物としたから、村人が普段食べられない食糧を提供できたわけである。

しかし、村人は共同で労働し、共同で食堂で食事したので、労働に対する積極性がだんだんなくなり、「大躍進」¹⁰など政策の失敗によって1959年から1962までは食糧が不足した。

1962年中央政府が人民の労働積極性を高めるため、労働点数制度を導入し、各世帯に「自留地」を配分した。中共中央は劉少奇・鄧小平の経済や政治、宗教などについて寛容な政策=いわゆる「調整」を実施した。このとき以後、調査村でも牧畜主や富農が生産隊の放牧に従事することを許された。彼らの放牧経験や努力によって村の家畜を増やした。当時、調査村では放牧者も農耕に従う村人と同じように、労働点数を付けて食糧を配分

する制度であった。規定されたバターやチーズ、羊毛及び家畜の增加分を人民公社に物納したほか、残った生産物は労働点数によって配分された。放牧者らも年末生産隊から村人と同様に小麦など食糧を配分された。

「自留地」は各世帯の基本的な食糧を保障するとして、1人当たり0.4畝の畠を成員数によって配分した。各家庭が自主的に播種し、収穫を各家族で所有することを許した。村人は生産隊の日常的な共同労働に参加した労働点数によって、その年末に人民公社から食糧を個人に分配することになった。そうすることによって、多く働いた者が多くの報酬を得るようにした。さらに村人の日常的なバターやミルクの食糧を保障するため、村人の5人に1頭の乳牛を配分した。

労働点数の導入によって人民公社の生産隊では本来の生産隊の隊長や副隊長以外に、会計や出納係など新しいポストを設置した。会計の仕事は村人が毎日出勤した労働点数を記録することであった。出納係は村人の労働点数によって秋の収穫後の食糧の配分や年末現金の配分を計算した。労働点数制度や「自留地」の分配によって人民公社の生産量もある程度高まって村人の最低の生活を保障できた。

しかし、1966年文化大革命で再び牧畜主や富農に放牧をやめさせ、村の政治運動で激しく批判した。これによって生産隊の家畜も再び減少した。

1968年から人民公社は、放牧者の積極性を引出し家畜を増加させるため、牧畜に対して賞罰制を実施した。放牧者である家庭に一定頭数の羊やヤクを請負させ、家畜の毎年の出産率、死亡率や生存率によって賞罰したのである。例えば、仔羊の死亡率限度は30%であり、これを超えると1頭の仔羊につき20元の罰金をとる。仔牛の死亡率は5%である。死亡率を超えると1頭の仔牛につき80元の罰金を取る。いっぽう既定の生存率を超ると、1頭の仔羊に30元、1頭の仔牛に120元の賞金をもらえる、といった制度であった。

賞罰制によって放牧者に責任を担わせることで、家畜頭数が僅ながら増加したことが文化大

表2 1972年から1979年までのチュルマ生産隊（村）の家畜数

年	羊の数（頭）	ヤクの数（頭）
1972年	1,475	353
1973年	1,298	357
1974年	1,465	398
1975年	1,665	359
1976年	1,468	370
1977年	1,496	394
1978年	1,604	421
1979年	1,638	471

* チュルマ生産隊の出納係を務めた村人Fが保存している当時の資料から引用

革命後半期の当時の家畜数の表で分かる。

ここで1970年代の調査対象村の農業や牧畜業の生産状態の事例を挙げて当時の村人の生活状況をさらに詳しく見てみたい。

表3から、当時の農業の主な生産物は小麦や裸麦であり、少量の豌豆やジャガイモ、アブラナも播種していることが分かる。また、当時村人は日常の生産隊の労働に参加した労働点数によって年末、食糧以外に現金もすこしもらえたことが見て取れる。各生産隊が毎年収穫した生産物量からは、人民公社に物納や、公糧、役人の乗るもので

表3 1975・76年のチュルマ生産隊（村）の農業生産物の収穫表

<1975年>

生産物	収穫量 (斤)	翌年の種子	馬の飼料	公共積立糧	物納量	公糧	分配量	村の人口	一人前の食糧
小麦	60,896	8,610	3,110	1,545		4,277	43,354		
裸麦	63,700	11,150	100		31,675	75	20,700		
豌豆	9,100	950	2,390				5,760		
ジャガイモ	490	490							
総計	134,186	21,200	5,600	1,545	31,675	4,352	69,814	144	480
油菜	3,084	615			503			1,666	
総計	3,084	615			503			1,666	144
									11.2

<1976年>

生産物	播種した畝数	1畝の収穫量(斤)	総計の収穫量	翌年の種子	馬の飼料	公共積立糧	物納量	分配量	村の人口	一人前の食糧
小麦	351	190	66,755	7,875	2,924		3,711	52,175		
裸麦	266	152.5	40,568	12,000			27,964	604		
豌豆	35	90.9	3,182	1,050	2,132					
ジャガイモ	5			70						
総計	657	168.2	110,505	20,996	5,056		31,675	52,779	144	366.7
油菜	40	128.2	5,130	653			2,462	2,013		
総計	40	128.2	5,130	653			2,462	2,013	144	14

* チュルマ生産隊の出納係を務めた村人Fが保存している当時の資料から引用

表4 1972年から1979年までのチュルマ生産隊（村）の現金収入の表

年	収入総数(元)	支出総数	公積金	分配金総数	人口	一人前分	労働点数に当たる金
1972年	18,730.50	3,216.97	710.8	14,772.72	120人	123	0.56
1973年	20,088.19	6,499.33	669.52	12,919.34		96.49	0.473
1974年	26,719.78	6,603.79	1,619.65	18,496.34		135	0.635
1975年	24,609.70	4,802.40	811.59	16,207.11	144人	112.52	0.497
1976年	24,393.97	6,275.64	947.24	16,156.18		112.60	0.498
1977年	30,030.40	5,822.89	3,578.85	20,628.66		136.66	0.60
1978年	24,321.12	5,413.33	1,926.97	16,980.82		108.60	0.55
1979年	33,360.24	5,598.69	3,231.12	24,330.13	163人	149.00	0.823

* チュルマ生産隊の出納係を務めた村人Fが保存している当時の資料から引用

あった馬の飼料、公共積立糧などを払い、余った部分を村人に食糧として配分した（表4）。

「物納量」とは、当時各生産隊が毎年、農牧業の小麦や裸麦、バター、肉など生産物を税金として現物で人民公社に払うことであった。物納する量は人民公社が決め、毎年その量を納税しなければならない。表で示しているように、調査村の1976年の農業生産物総計量は前年（1975年）より減少し、各戸に配分した食糧も少なくなったが、物納量は変わってないことは明確である。当時、人民公社は各生産隊の収穫量が減少しても物納量を減らしてないことが分かる。

「公糧」とは、「食糧任務」とも呼ばれ、各生産隊が毎年国家に売らなければならない食糧である。その価格と数量は国家が決めていた。

「公共積立糧」とは毎年、ある程度の量の小麦などを公共食糧として備蓄し、災害や戦争が起きた場合、村人の食糧を確保する目的であった。しかし、70年代から子供や老人が多く、毎年食糧が足りない家庭に貸す食糧となった。

1962年人民公社が労働点数制度を導入してからは、労働点数によって村人に食糧を配分するようになつたが、子供や老人が多い家庭は食糧不足に陥らないように、一定の配慮が行われた。これを当時の事例から説明したい。

調査村のDには当時、彼の両親と子供が3人いたが、労働力は彼と妻2人しかなかった。当時、毎年生産隊から家族7人の食糧が配分された。しかし、日常労働に参加しない両親と子供3人のためには、彼と妻の労働点数によって配分された現金から両親や子供達のために割当てた食糧を購入する制度であった。ところが現金収入が少ないと、両親と子供たちに配分された食糧を購入する現金が足りず、生産隊に借金することになった。長年借金を返すことができなかつたため、生産隊は両親や子供達に割当てた（他の村人と同じ量の）食糧を配分しなかつた。家族の食糧が足りないため、生産隊の公共積立糧から食糧を借りることになった。1980年代、生産請負制を実施するまで、生産隊に毎年食糧を借りた。

調査対象村のEには、当時家族5人いた。Eと彼の両親と妻の4人が生産隊の日常労働に参加していたため、年末1人の子供に割当てられた食糧を購入した以外に、生産隊から現金500元をもらった。それは当時、調査村属する人民公社で最高の収入記録であった。

つまり、人民公社が労働点数制を導入したことによって村人の労働積極性が高まり、村人の最低の生活を保障した。一方で、村内の各家庭の経済的な格差を生じた。それは、当時労働力が多く老人や子供が少ない家庭であれば、年末労働点数によって配分された食糧や現金が多くなったからである。子供や老人が多く労働力が少ない家庭であれば、労働点数で家族全員の食糧を保障しなければならない。それ故、毎年人民公社から食糧を借りても、十分な食糧が得られない家庭が多く存在した。

一方村の統治、とくに社会問題の調停手続きについて見ると、調査地域では1958年民主改革・人民公社の制度を実施しながら、色々な政治批判運動を行つた。当時、牧畜主や富農階級に分類した人達には、生産隊長の指示によって毎日の共同労働できつい仕事をやらせた。そして毎晩のように、中下農や貧農階級からなる貧農協会¹¹の指示によって政治批判会で激しく批判した。当時の婦女会隊長は村の女性達を積極的に政治運動に参加するよう指導した。また、村の貧農協会に協力して毎晩の政治批判運動を開催したが、これは実態としては旧支配者のつるしあげであった。

当時、食糧が不足したため生産隊の家畜やジャガイモなどの盗難事件がよく起きた。犯人を発見すれば、生産隊長や貧農協会が先頭に立って牧畜主階級と同様に毎晩の政治批判会で批判した。特に、1966年から1976年までの「文化大革命」期には、村の盜難、紛争などすべての出来事は単なる刑事事件ではなく、それより一層重大な「反革命」として政治批判大会で批判した。

人民公社時代、村の草原や畑は集団財産であり、村人の家畜なども生産隊の所有物になつたため、生産隊長など人民公社の役人や貧農協会など

が共同で管理し、村の紛争や出来事も人民公社の役人や貧農協会で解決した。それに伴って、旧社会の長老会やチュウダ、ジュウワなど自治組織などはその役割を失い、調査村の村社会から消失した。

上述した人民公社時代の農牧業状態や制度から分かるのは、第一に人民公社制度のもとでも、半農半牧いわゆる混合農業の形態であったこと、第二に村人は上からの命令で働く農業労働者として存在しただけで、個人の判断で播種や放牧することができなかつたことである。また、村では毎日生産労働以外に政治批判運動をやらねばならず、多くの時間がそれにとられ、生産労働に支障をきたし農牧業が停滞したことも明らかである。

政治政策で牧畜主らの放牧権力を奪取したことによって、牧畜の生産体制が大きく変化した。特に、牧畜主や富農の家畜を人民公社の財産とし、生産隊隊長の指示に従い統一放牧するようになり、調査地域の伝統的な草原や家畜の所有権、及び生産体制などは崩壊した。

旧社会でよく起きた家畜の盗難、草原の紛争などは、個人や各部族、各集落間の問題ではなく、生産隊や人民公社、或いは個人と人民公社間の問題になった。また、当時、それは「反革命」として生産隊長らから厳しく批判された。それゆえ、牧畜においても長老会など自治組織の機能が失われたのである。

VI. 世帯請負制の導入と自治組織の回復

1958年人民公社化から1983年世帯請負制(承包)制度を行うまで、村社会では大隊長や隊長、党支部書記などが村政と農牧業を支配した。当時、村人間の紛争などは共同労働や生産にも影響があったため、生産隊長が代表して村のさまざまな出来事を決めた。

文化大革命が終わり、鄧小平の改革開放政策が登場して4年目、1983年から青海省チベット地域では農牧業の請負(「承包」)制度を行って生産を各世帯に請負させた。生産隊の家畜や畠は各世帯

の人数によって分配され、生産単位は生産隊から世帯になった。生産大隊は役畜や農具を合理的な値段で家族に売った。各世帯と郷政府は20年間の経済農産物生産の請負契約をした(「同仁県誌」編纂委員会2001: 226)。その結果現在に至るまでの村びとの生産体制と生活状況については、IIで紹介したとおりである。

村の統治体制については、同仁県では1984年中央政府の「政社を分別設置して郷政府を建立することについて」という政策に従って、全県の人民公社を廃止し、その代わりに郷人民政府を成立させた。

人民公社・生産隊がなくなるとともに村社会の行政組織も変わった。末端単位は人民公社の生産大隊や生産隊から行政村や自然村に変遷した。

人民公社は郷政府になり、生産大隊はほぼ行政村となつた。行政村は一般的にいくつかの自然村からなり、共産党支部や「村民委員会」は行政村に置かれる。党支部書記や村長が行政村の党の政策や経済的な管理などを務める。

自然村でも「村民委員会」を設置し、村長は村の経済的や政策的な責任者である。行政的にそれらは党支部書記の下に属する。

シュンポンシ郷は当時人民公社時代の生産大隊を基礎として行政村を建立した。例えば、シュンポンシ上部族は、人民公社時代の三つの生産大隊が三つの行政村に変わった。それは、シェジュウ行政村、ニンタ行政村、ホンル行政村である。行政村は生産隊に基づいた自然村から成っている。調査村のチュルマ村は自然村として行政的にニンタ行政村に属する。人民公社が郷人民政府になってから、人民公社時代の会計や出納係、婦女会主任など役人のポストもなくなった。

現在は党支部書記が最基層の党组织の書記であり、政府の政治や経済的な政策を村人に伝播すること、また村人の意見を政府に伝える役割を担っている。その職に就く人物は一般的に行政村の共産党員から選ばれている。今日、チュルマ村には党員が8人であり、ニンタ行政村の15党員の約55%を占めている。

村長は村人から一人一票の普通選挙で選ばれるが、郷政府がそれを承認し任命しなければならない。村長は村の様々な出来事の解決や経済的な管理、村で会議を主催して村人の意見を求めるなどの役割を果たしている。

1983年から生産体制は生産集団体制から家族単位に変わり、村では党支部書記と村長のポストしか設置していない。このため行政は村社会を隅から隅まで支配することはできなくなった。草原や畑の管理や村内のトラブルが生まれたとき、それを解決するのが難しい場合が生まれた。行政機構が十分ではなくなった。ここで習慣法とともに長老会やチュウダの伝統的組織が回復した。

また、1980年から中央政府は、宗教信仰自由の政策を行い、民主改革以後、閉鎖された寺院を開放して参拝を許したので、宗教儀礼を行うことができるようになった。調査地域でも宗教信仰自由政策に従い、シュンポンシ上部族が西寺や新寺の殿堂や仏像、僧房などを修繕した。村人の20~30人ぐらいが出家し僧侶になった。伝統的な村社会の宗教儀礼の主催者であるジュウワも回復した。

VII. 自治組織回復の意義と背景

長老会やチュウダなどの自治組織が回復したのは、政治や経済政策など社会的な原因と、チベット人社会の強固な伝統的法律文化の背景という二つの要因があると考えられる。まず、政府の政策など社会的な原因を述べたい。

Vで述べたように、1958年の人民公社化の政策でチュルマ村の草原や畑、及び村人の家畜などは集団所有物にされた。草原や畑の管理は生産隊長など村の役人の指導によって共同経営としたからである。生産隊内の紛争やさまざまな出来事は、生産隊長が判断して解決した。さらに紛争や盜難などを起したときは、人民公社の政策などに違反したという理由で、関係者は貧農協会の毎晩の批判会議で激しく批判された。つまり社会主義的行政組織がそれまでの自治組織の機能を代行したのである。

その後1983年から生産請負制に移行し、生産単位が各世帯になってから村内の紛争は、集団から個人的な問題となった。改革開放政策後の村長などは政府の政策などが詳しい若者であったが、村人から尊敬されるか否かは人による。また紛争などを解決する時、公平な人であるかどうかわからない。そこで、どうしても伝統組織に頼らざるを得なかった。こうして長老会などが復活したのである。

長老会の復活はチベットの伝統的な習慣法と緊密な関係があるのでと思われる所以、以下この問題を検討したい。上述したように、改革開放から村内の紛争などは個人的な問題になり、集落や部族の間の草原紛争などは地域、或いは各集団間の問題になった。1949年中華人民共和国が成立してから改革開放まで、人民公社化や「大躍進」、文化大革命など上からの政治運動を行って来た。この間、社会のすべての紛争は反革命などの理由で地方政府や村の生産大隊長などが当事者を処罰した。すべては幹部の「鶴の一声」で決まったのであった。

青海省のチベット地域は1949年解放まで中央政府の影響をあまり受けなかった。彼らはチベット仏教を中心とする独特なチベット文化を持ち、千万戸など封建統治階級と寺院に結びついた政教合一の政権が存在した。そこでは長老会が伝統的な習慣法にもとづいて集落内、或いは部族間の紛争などを解決して社会秩序を維持していた。

1958年民主改革でチベットの伝統的な政治制度や宗教、習慣、文化など本来のチベット社会を徹底的に破壊した。それで、昔からチベット社会の秩序を維持してきた長老会や習慣法が社会から失われたことはすでに述べた。ではそれに代わる刑法民法とその訴訟法があったかといえば、中国には改革開放まで内地でもチベット人地域でも社会的トラブル解決の法体系はなかったのである。

改革開放後、チベット習慣法が回復したことについて、阿部治平は大略以下のようにいう。「同一民族の社会変革では、新しい法律には変革の意志が書き込まれ、同時に一定の伝統と習慣も継承

される。しかし、中共中央によって（1979年）大急ぎで作られた新しい法体系は、……チベット・モンゴル人の習慣法とは何の継承性もないものであった。だから新刑法体系はチベット人地域にはなじみにくいのである。このため文化大革命時代には地下にあった習慣法は改革開放後、権力の空白を埋めるかたちでよみがえった。それは仏教とともに集落社会内外の秩序を維持する基準となって、こんにちまで社会秩序を保ったのである」（阿部2012: 41）。

青海省チベット村社会のモメゴトを習慣法で解決する状況について、パクモツォが青海省貴南県で現地調査を行って論文で以下のように記述している。「貴南県ツァナ村では様々な理由から紛争が発生し、殺人までに至る。事件の処理方式としては、中国が解放する前はほとんどの事件はチベットの慣習法によって解決した。それから、中華人民共和国の成立と共に、チベット地域に中国の現行法を適応するために、「民主改革」の政策を行った。それについて、チベットの慣習法による解決も暫くの間に用いることが出来なかつたため、放っておいた実例もあった。しかし、1979年中国現行法の公布した以来、チベット地域では事件が起つた場合、チベットの慣習法と中国の現行法の両方による解決があった。現代社会発展と共に、チベット人の社会にも大きな変化が起き、人々が法律に対する意識も強くなつた。しかし、中国現行法の実行と同時に、チベットの慣習法が相変わらず残されている。」（パクモツォ 2013）

チベットの習慣法というのは七、八世紀の吐蕃王朝時代に形成された成文法を基礎に、部族政権が習慣的に実行してきた習慣・道徳をさしている。今日のチベット村社会では、習慣法に詳しくそれを実施する人が村の長老である。今日の調査村の村社会では長老会やジュウダ、ジュウワの自治組織がある。草原や畑の管理や毎年僧侶への布施を旧社会時代にそうであったように行っている。

しかし、復活はしたものの、長老会の役割や影響は旧社会時代に比較すれば、おどろくほど弱い。現在も村では草地紛争や窃盗・暴力事件、離

婚などが起きた場合、村の年長者達が調和的に解決するため努力している。その根柢とするものは習慣法である。しかし、円満解決に至った和解や判決はあまり多くない。それは村人の現代法についての知識が増えたこと、経済の発展によって若者達にチベット仏教の影響が薄くなって年長者を尊敬する伝統的な意識が弱くなったことなどが原因である。

ここで調査地域の司法関係についてひとこと述べる必要がある。1949年人民政府が成立した翌年（1950年）には同仁県人民法院が成立し、裁判長や副裁判長など3人のポストが設置された。しかし、同仁県人民政府や人民法院が当時調査地域の村社会で起きた盜難、紛争などもめごとは中国民法・刑法によって措置されたものではない。法がないのだから不可能である。資料によると当時裁判されたのは1958年「叛乱」に参加した人や、民主改革で逮捕した千万戸長など旧チベット社会の統治階級や、牧畜主、仏教寺院の活仏や僧侶などである。いわゆる「反革命裁判事件」が当時裁判事件の大部分を占めている。これらの司法判断はすべて中共の党決議か上司の指示を拠りどころとしていたものと思われる。

実は近代的法体系は1949年の革命以来1979年まで存在しなかったから、以上の司法判断の混乱状態は必然であった。現行刑法に例をとると、79年1月に初めて制定され97年に全国人民代表大会で改定をみたものである。

1968年文化大革命の影響で同仁县公安局、検察局、裁判所などを統一し、軍事管理制度を実施して同仁県裁判所を無くした。1973年に同仁県裁判所を回復したが、当時は文化大革命の政治思想によって裁判の仕事は完全にできなかつた。ようやく1981になつて同仁県司法科を設置し、1984年に同仁県司法局に改名した。いま、司法局が法律の宣传教育や民事の調停委員会の仕事などを担つてている。

調査地域では1986年から1990年に法律を普及する第一回宣传教育を実施した。『憲法』、『刑法』『刑事訴訟法』『民族区域自治法』『婚姻法』『草原

法』などを政府の役人や幹部、生徒や学生などに宣传教育した（「同仁県誌」編纂委員会2001：675）。

以上、1990年代まで裁判や刑事体系など法律機構なども完全に設置しなかったこと、形の上で設置したとしても機能しなかったことがわかる。また80年代末から法律の宣传教育を実施したが、その対象は政府の役人や学校の先生など知識人に限られたので、村人の法意識にはあまり変化がなかった。このため、文化大革命の思想と人民公社の権力が消滅すると、村社会に権力の空白が生まれた。ケンカや殺人、家畜泥棒、草原への他の生産隊の家畜の侵入などを誰が取締まるか、わからなくなってしまったのである。

伝統的な自治制度と習慣法の復活は必然的であった。生産請負制の実施によって再び起きた草原の紛争、家畜の盗難など村社会の問題は、伝統的な長老会を回復し、習慣法に基づいて解決する以外に方法がなかったのである。

さらに、村社会の基盤のひとつである牧畜についていえば、その運営方法は政治変革に伴って変化したけれども、その生産の中心としての位置づけは、旧社会以来ずっと維持されてきた。それは長老会の存在や回復と緊密な関係があるので、検討する必要がある。

まず、以下で各年代や政治変革の段階ごとの調査村が所有する、家畜頭数の表を挙げて検討したい。

表5から調査村は、一連の大きな政治変革がありながらも、各年代を通してほぼ同規模の飼育家

畜数を維持してきたことが分かる。近年羊の数が増えているのは、村の世帯数の増加（労働力の増大）と経済発展による都市部での食用肉の需要増大が原因と思われる。いずれにせよ旧時代以来一貫して牧畜がこの村の主要生業であり、その生産規模がほぼ一定に維持されてきたことは疑えない。

この間、家畜に喰わせるための草原をめぐるもめごとも一貫して存在したはずである。旧社会時代は家畜を保有していたのがわずか5世帯だったため、草原の問題はより調整しやすかったかもしれない。生産隊の共有飼育になってからは、草原の割り当ても生産隊で管理していただろう。しかし、世帯生産請負制が導入され、また草原も各戸に配分されるようになってからは、草原の使用をめぐる問題がより深刻になっていることは疑えない。近年とくに羊の数が急増していること、また旧社会時代と比べて現在では39世帯のうちの22世帯が家畜を有し牧畜を営んでいることからもそれは明らかである。

このように牧草地の総面積や放牧方法・技術が変わらないいっぽう、家畜頭数が増加傾向にある中で、家畜の所有形態が村単位の生産隊による共同所有から、世帯ごとの生産請負という名目での個人所有に変わり、同時に牧草地も世帯ごとに配分されるようになれば、草原の利用をめぐる何らかの調停機関が必要になることは必然である。生産隊や共産党の機関が各世帯の生産活動に直接関与しなくなったとき、かつて地域でこの種の問題を扱う機関として機能していた伝統的な自治組織

表5 チュルマ村の家畜数の変遷

政治変革時期	羊(頭)	ヤク(頭)	所有形態	もめごと調停
旧社会時代(1958年以前)	約1,500	約400	私有	長老会
1958年 人民公社化時期	1,510	380	生産隊所有	生産隊、貧農協会、婦人会
1972年 文化大革命・牧業の賞罰制を実施中	1,475	357	生産隊所有	生産隊、貧農協会、婦人会
1979年 改革開放	1,638	471	生産隊所有	生産隊、貧農協会、婦人会
1983年 家族生産請負制	1,350	395	家族生産請負	長老会
2011年	3,430	326	家族生産請負	長老会

* チュルマ生産隊の出納係を務めた村人Fが保存している資料および聞き取り資料から作成

である長老会が復活してくるのは、ある意味ではごく当たり前のことと言える。それもこれも、ヤクや羊の牧畜という地域の環境に根ざした生業形態の継続性が前提となってのことである。

以上本論では、長老会の回復を手掛かりとして解放、及び民主改革から改革開放後までのチベット社会の変遷を概観してきた。新旧社会はチベット社会にとって政治、経済、宗教制度など全く相違する二つの時代である。特に、1958年民主改革から中央政府の政治政策や運動によって、チベットの伝統的な政治制度や宗教、習慣、文化などを否定し、それに代わるものとして社会主義の政治教育が行われた。

しかし、1978年末鄧小平が中共中央の指導者になると、改革開放政策によって青海省チベット地域にも内地同様に、経済的に畑や家畜を各世帯に請負わせる家族請負制度を実施した。政治的にも民族自治法を実施してチベット仏教の信仰自由、及びチベット語やチベット文化を学ぶ自由を与えた。これはチベット地域の経済的な発展や、20年ほど禁止されていた伝統的なチベット仏教、習慣、文化などが回復するきっかけになった。

筆者の調査地域でも1980年代から調査村の寺院で宗教儀礼を回復し始めた。チベット仏教や習慣、文化とりわけ伝統的なチベットの価値観が回復した。それは、単純化すれば、チベット仏教の基本的な思想である仏・法・僧三尊への信仰、老人や両親に対する尊敬の気持である。

現在調査村では復活したものの長老会の役割や影響は衰弱しつつあるが、その主な原因は市場経済の発展とともに、若い者達にチベット仏教の影響が薄くなっている、年長者を尊敬する伝統的な意識が弱くなっていることによる。同時に民事刑事ともに現代法が適用される場合が多くなり、事实上長老会の判断を必要としない場面が増えてきたことも関係している。現代法はまだチベット人にとってすんなりと受入れがたい存在であるが、市場経済が滲透するにつれて力をもつようになってきていることは明らかである。

謝　　辞

本稿の執筆に際しては筆者の青海師範大学生時代に日本語の先生であった阿部治平氏より親切丁寧なご指導をいただいた。ここで心から感謝申し上げたい。また、調査に協力していただいたチユルマ村の方々にもこころから謝意を示したい。本研究は金沢大学大学院人間社会環境研究科の組織的な若手研究者等派遣プログラム「文化資源学フィールド・マネージャー養成プログラム」（平成22年3月～同25年2月）の旅費支給によって調査を行った。

【注】

- 1 本論のチベット語のローマ字表記は、Wylie (1959) によるチベット文字の転写方式に基づくものである。
- 2 1958年以前は青海省チベット族地域では部族長或いは千戸など封建統治階級が統治していた。元代から部族長に千戸や万戸の官位を与え、1958年民主改革まで中央政権にあまり拘束されない割拠政権を持っていた。
- 3 「社区」とは、一般的には区政府より下にある「街道弁事処」と「居民委員会」が担当している部分を呼ぶ。主要業務は、住民への各種サービス提供で、住民間の紛争処理、社会治安や安全維持、地域福祉、生活保護などについて活動している。
- 4 ここにいう部族とはチベット語でシュウカといふ。出自を同じくする自然村の連合である。いくつかの自然村すなわち部落からなっている。千戸百戸は血縁的や地域的に形成した部族聯盟であるが、部族長或いはホンボ（千戸）とその下部機構が支配する部族政権でもある。
- 5 端境期とは、当時自然災害が起る、或いは閏月があって、その年の収穫時期まで食料が足りなくなる時期である。
- 6 トンとは、チベットの習慣法で殺害された側に金銭や家畜で賠償すること、すなわち漢語でいうところの「命価」である。
- 7 ジャシは同仁県の51代目ロンボ万戸である。彼は

民主改革によって投獄され・労働改造の処置を受けた。釈放後も青海省民政庁の厅長や青海省政協の副主席など務めた。

- 8 ドゥジエはジャウ千戸の22代目である(1899-1964)。解放後、同仁県人民政府の副県長、黄南藏族自治州の副州長、青海省政協委員会の委員などを務めた。民主改革によって投獄され、1964年監獄でなくなった。
- 9 世俗僧とは、チベット仏教のニンマ派の僧侶であり、彼らは一般の村人のように結婚し、農業や牧畜業を経営しながら村で修行しているので世俗僧と呼ぶ。
- 10 大躍進とは1958年から1960年まで中華人民共和国が施行した農業・工業の大増産政策である。毛沢東が数年間で経済的にイギリスを追い越すことを夢見て実施した政策である。
- 11 貧農協会は1958年階級分類以後、中下農と貧農から形成された革命的組織である。当時、村社会で毎晩政治批判大会を開催して地主や牧畜主、富農たちを吊るしあげなければならなかった。

日本語文献

- 阿部治平2012年『チベット高原の片隅で』連合出版社
 大川謙作2010年「現代チベット研究と代替民族誌の問題」『社会人類学年報』36:155-171
 パクモツォ2013年「チベットの慣習法と中国現行法の関係と存在する葛藤」金沢大学(修士論文)

【参考文献】

チベット語文献

- 「双朋西上部族史」編纂委員会2012年『双朋西上部族史』甘肅民族出版社
 宏奇 尼达 主編 2010年『热贡族譜』民族出版社
 群培 2009年『瓜什则族源史』甘肅民族出版社
 万玛航青2007年『青海同仁县双朋西村落史』甘肅民族出版社
 索南坚赞 1997年『チベット王統記』青海民族出版社

中国語文献

- 「黄南チベット族自治州概況」編纂委員会2008年『黄南藏族自治州概況』民族出版社
 「同仁県誌」編纂委員会2001年『同仁県誌』三秦出版社
 陳璋1998年『青海藏族遊牧部落社会研究』青海民族出版社
 蘇發祥2009年『安多藏族牧区社会文化変遷研究』中央民族大学出版社